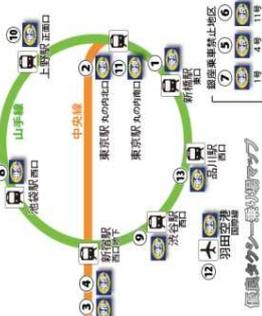


タクシー事業の活性化に向けた取り組み

専用乗り場の設置

- EV・HVタクシー乗り場
- ：東京1カ所、大阪3カ所
- 優良タクシー乗り場
- ：東京13カ所
- プレミアムタクシー乗り場
- ：福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)



UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進
 ※導入補助、税制優遇措置あり

【認定車両】

- 日産：NV200バネットタクシー
 導入状況：335社606両
 （平成26年3月31日現在。全タク連調べ）
- トヨタ：JPN TAXI Concept
 導入状況：平成29年導入予定



育児支援・妊婦応援タクシー

全国子育てタクシー協会（28都道府県）
 （チャイルドシートを設置して送迎をおこなう子育てタクシードライバークラス）



○子育てタクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けた運転者がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応。

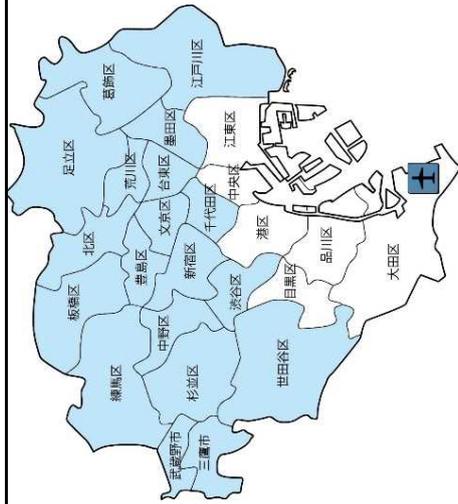


○マタニティタクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に専門の研修を受けた乗務員がかりつけの病院まで輸送。



定額運賃の設定



羽田空港と青色エリア間における定額運賃の設定 (例) 羽田空港↔千代田区：5,600円
 羽田空港↔世田谷区：6,600円

観光への取り組み

札幌、東京、長野等で認定を受けたドライバーによる観光タクシーを実施



宮城県では認定を受けたドライバーによる震災語り部タクシーを実施



ラーメンタクシー（和歌山、福岡）、そばタクシー（長野県）といった地域の特産を活かした取り組みを実施

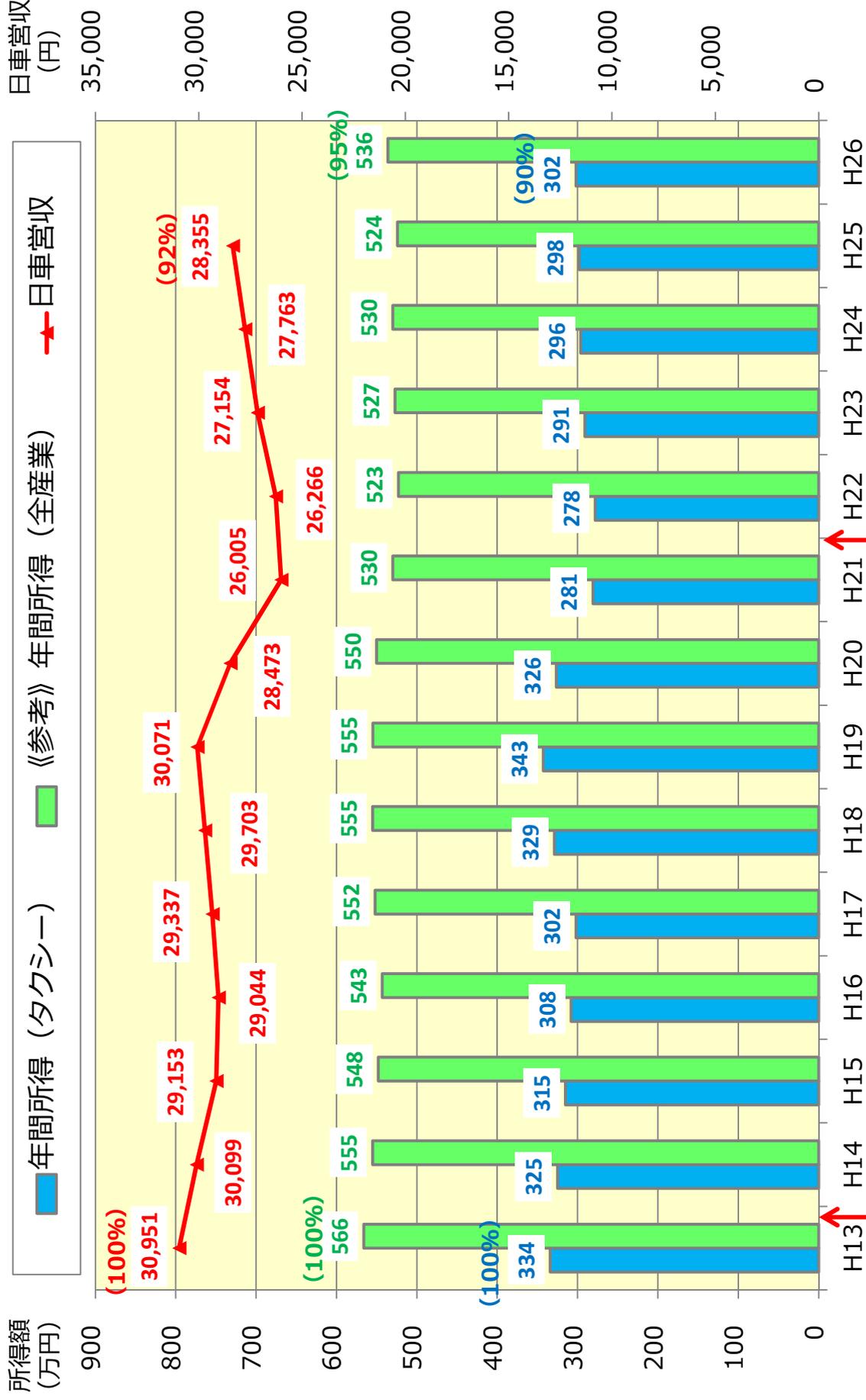


過疎地の乗合タクシー

路線バスのない地域などで地方公共団体と連携し、住民の移動手段確保に貢献。



タクシー事業における日車営収と年間所得の推移 (全国)



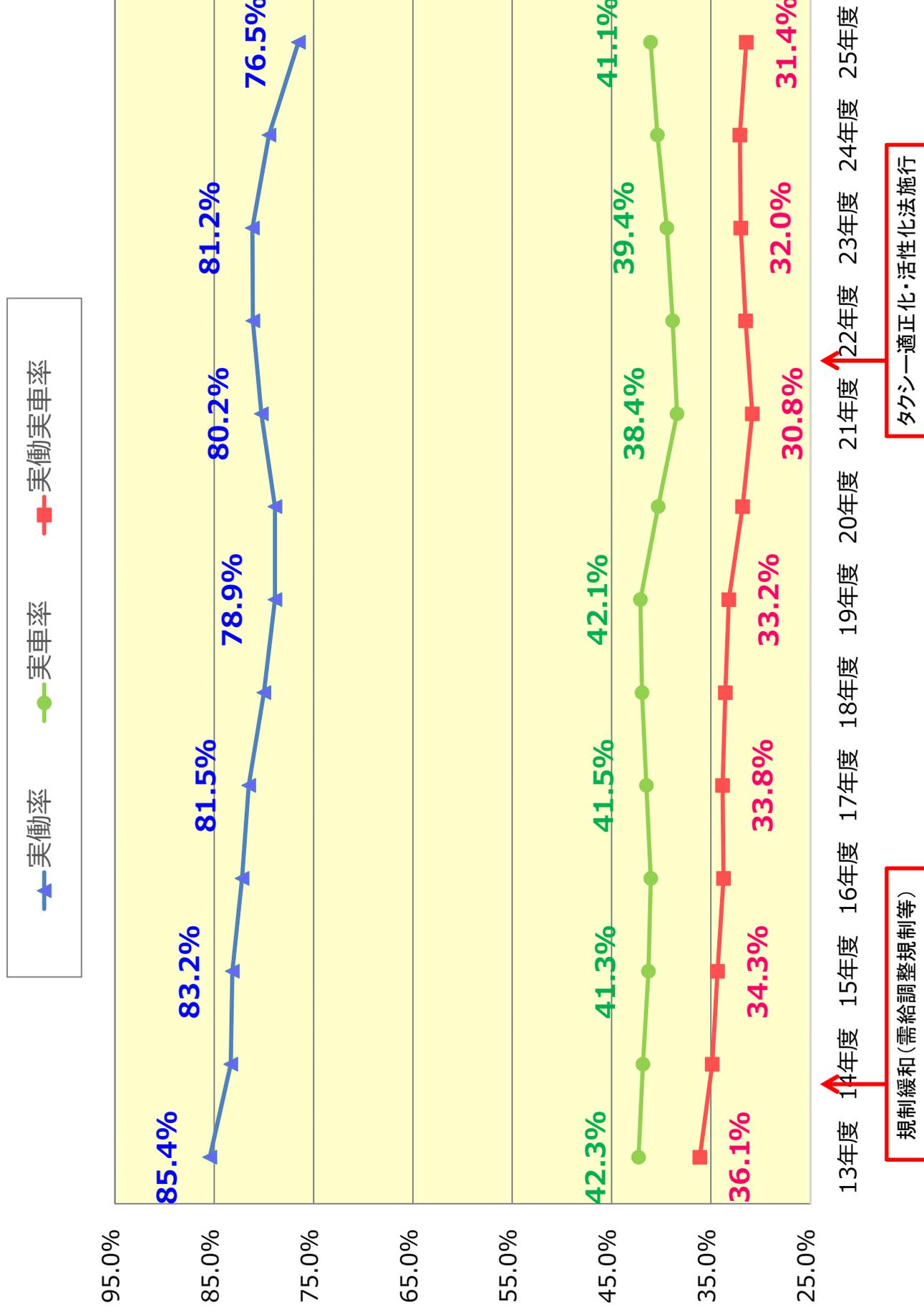
規制緩和(需給調整規制等)

タクシー適正化・活性化法施行

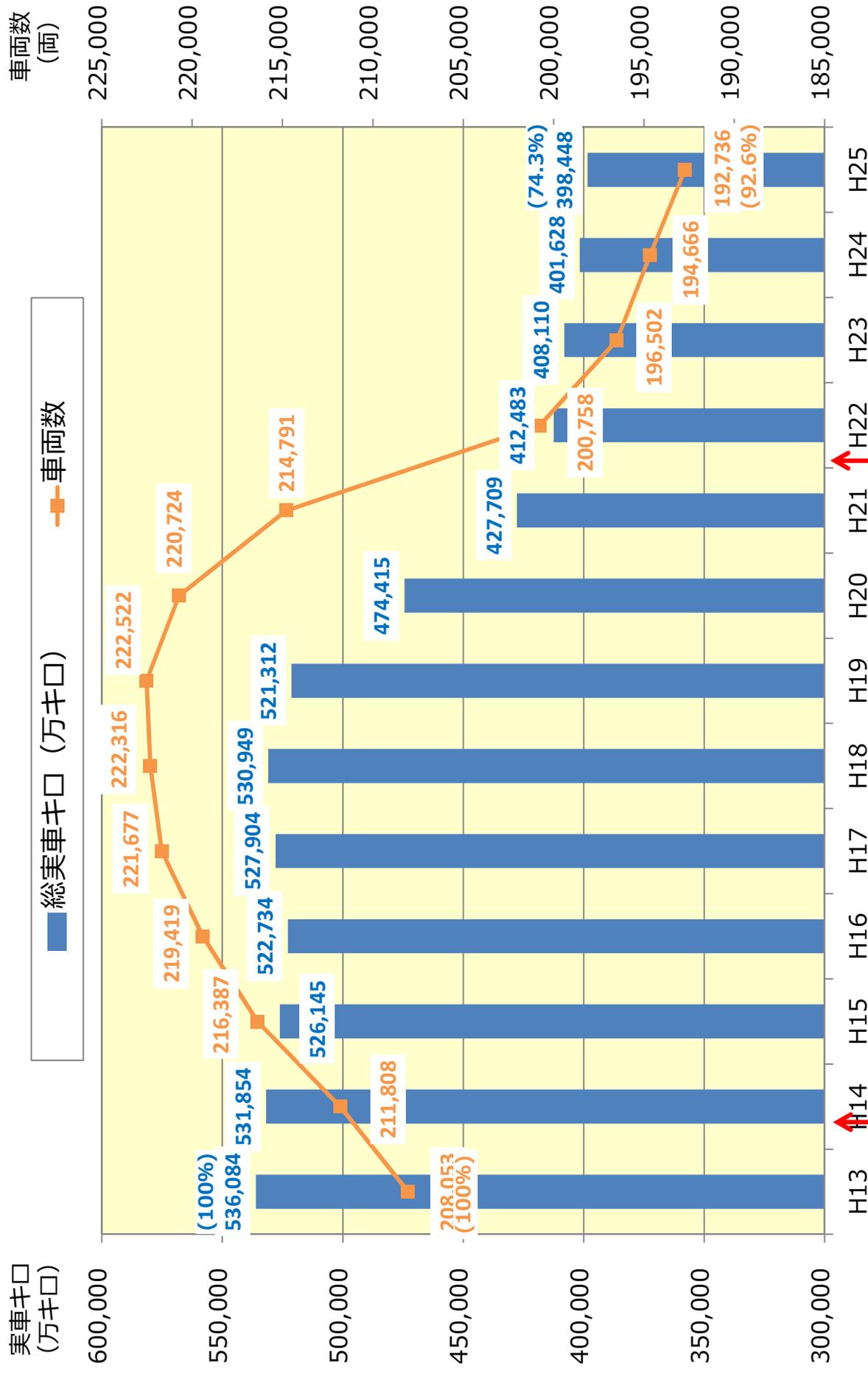
注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入 (毎年度)

注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (毎年)

タクシー事業における実働実車率等の推移（全国）



タクシー事業における車両数と実車キロの推移（全国）



規制緩和(需給調整規制等)

タクシー適正化・活性化法施行

適正車両数の算出方法

算出式

$$\text{適正車両数} = \frac{\text{需要量}}{(\text{過去5年間の平均走行キロ} \times \text{平成13年度の実車率} \div \text{過去5年間の平均実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}}$$

需要量の算定

$$\text{直近年度の総実車キロ} \times \text{総実車キロの直近5年間分の対前年度比率の平均値}$$

◎直近年度の利用者を乗せて走行した距離数に、直近5年間分の対前年度比率の平均値を掛けることにより今年度需要量の算定を行う。

年間実車キロの算定

$$\text{過去5年間の平均走行キロ} \times \text{平成13年度の実車率}$$

◎過去5年間の平均走行キロ(タクシーが走行した全ての距離数)に、規制緩和時における実車率(利用者が乗車している比率)を掛けることにより、1年間の実車キロ(利用者を乗車させる距離数)を算定する。

日車実車キロの算定

$$\text{年間実車キロ} \div \text{過去5年間の平均実働車両数}$$

◎先ほど求めた年間実車キロを過去5年間の平均実働車両数(稼働している車両数)で割り戻すことにより、日車実車キロ(タクシー1日当たりの利用者を乗車させて走行する距離数)を算定する。

延実働車両数の算定

$$\text{需要量} \div \text{日車実車キロ}$$

◎需要量を先ほど求めた日車実車キロで割り戻すことにより、延実働車両数(1年間にタクシーが稼働する車両数の合計値)を算定する。

タクシー1日当たりの延実働車両数の選定

$$\text{延実働車両数} \div 365 \text{日}$$

◎先ほど求めた延実働車両数を1年間の365日で割り戻すことにより、タクシー1日当たりの延実働車両数(タクシー1日当たりの稼働している台数)を算定する。

適正車両数の算定

$$\text{タクシー1日当たりの実働車両数} \div \text{実働率}$$

◎先ほど求めたタクシー1日当たりの実働車両数を実働率(稼働しているタクシーの割合)で割り戻すことにより、タクシー1日当たり実在するべき車両数(適正車両数)を算定する。

輸送実績報告等に関する規定

【提出に関する規定】

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（報告、検査及び調査）

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2～8 （略）

○ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）

（事業報告書及び輸送実績報告書）

第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

四 一般乗用旅客自動車運送事業	管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
	管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長	第四号様式第一表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで

2～4 （略）

【罰則に関する規定】

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（許可の取消し等）

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二・三 （略）

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～十七 （略）

- 十八 第九十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十九 （略）

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは所有し、若しくは使用する自動車に関し、第九十六条、第九十七条及び第九十七条の三から第九十八条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について （平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）

違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車

※「再違反」とは、3年以内に同一営業所における同違反のもの

供給輸送力削減の方法に関する規定

○ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院)

五 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者の категория に応じて、一律でない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとし、参考となる具体的パターンを示すなどの方法によりこれを周知・指導すること。

(参議院)

五 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者の categoria に応じて、一律でない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとし、参考となる具体的パターンを示すなどの方法によりこれを周知・指導すること。

また、設定される削減率については、あらかじめ協議会で合意した基準により下限等の調整もできることとし、これを周知・指導すること。

通達「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方（平成26年1月24日付け国自旅第411号）」より抜粋

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

- 《パターン1》 最も削減される場合
 - 最低車両数以下及び個人事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力を削減する
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、X%の減車
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン2》 最も削減される場合
 - 最低車両数以下及び個人事業者と最低車両数以下及び個人事業者により供給輸送力を削減する
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、一律X%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、X%の減車
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、Y%の減車
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン3》 最も削減される場合
 - 地域別供給輸送力に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力を削減する
 - ・ 大手事業者は、X%の減車
 - ・ 中小事業者は、Y%の減車
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン4》 最も削減される場合
 - 地域別供給輸送力に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力を削減する
 - ・ 大手事業者は、O両の減車 + Y%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・ 中小事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・ 最低車両数以下及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車	最低保有車両数以上の事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2	全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限
パターン3	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 〇〇両の減車 + Y%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

国自旅第410号
平成26年 1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率 × 0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率 × 0.2 + 木曜日収入率 × 0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が地方運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、(2)以外の方法により実施することもできることとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

○通達「特定地域計画の認可基準について（平成26年1月24日付け国自旅第403号）」より抜粋

2 認可方針

(2) 特定地域計画に定める事項

④ 当該特定地域計画において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が確実に遂行するため適切に定められているものであること。具体的には、当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法が実施可能なものであって、かつその実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築等について、具体的な方法が記載されていること。

(別紙)

タクシーに関するアンケート (参考例)

〇〇地区のタクシーサービス向上のため、皆様の御意見をお聞かせ下さい。

(※ タクシー事業者の関係者は御遠慮下さい。)

〇あなたの年齢・性別・職業・居住地(市区町村)をお聞かせ下さい。

- ・年齢()才 ・性別(男 ・ 女) ・職業()
・居住地()

次の各項目に該当するところに「〇」をつけて下さい。

(1) タクシーを利用しますか

- ① ほぼ毎日 ② 週1、2回程度 ③ 月に数回程度
④ 年に数回程度 ⑤ 利用しない

※「⑤利用しない」を選択された方は(9)へお進み下さい。

(2) 主にどのような場合にタクシーを利用しますか。

- ① 仕事 ② 通勤・通学 ③ 買い物 ④ レジャー ⑤ 悪天候時
⑥ 夜間など他の交通機関がない時 ⑦ その他()

(3) よく利用する曜日・時間帯を教えてください。

- ① よく利用する曜日()
② よく利用する時間帯()

(4) どのような方法でタクシーを利用しますか。(複数選択可)

- ① 街中で走行しているタクシーを停めて乗る
② タクシー乗り場から乗る
③ 道路脇に停まっているタクシーに乗る
④ 電話で呼ぶ
⑤ スマートフォンのアプリを使って呼ぶ
⑥ その他()

(5) タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですか。(複数選択可)

- ① 安全性 ② 車内の清潔性・快適性 ③ 丁寧な応接
④ 速達性(目的地までの速さ) ⑤ 拾いやすさ ⑥ 運賃の安さ
⑦ 会社名(グループ・ブランド) ⑧ 特にこだわりはない
⑨ その他()

○告示「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号）」より抜粋

二 特定地域計画の作成に関する基本的な事項

1 協議会

(4) 留意事項

特定地域協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に特定地域協議会を運営することが求められる。

また、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約の制定など当該協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人事業者のカテゴリー毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することや特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等について、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとすること等により、中小事業者や個人事業者からの意見を適切に反映することが望ましい。

加えて、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と本法に基づく協議会の連携を図ることが期待される。

四 準特定地域計画の作成に関する基本的な事項

1 協議会

(4) 留意事項

準特定地域協議会の運営に当たっては、準特定地域協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、準特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に準特定地域協議会を運営することが望ましい。

また、地域における関係者の負担軽減と準特定地域協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と準特定地域協議会の連携を図ることが期待される。